

環境省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
8	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	策定が義務付けられている環境関係計画等について、地方公共団体が一本化できるように求める。また、今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとすること。	【現行制度】 環境関係法令において、都道府県等の地方公共団体に対して、計画・方針の策定が義務(努力義務を含む)付けられている。 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 →温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針 ・地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律 →地域計画 ・水質汚濁防止法第16条第1項 →測定計画 ・食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項 →都道府県食品ロス削減推進計画 【支障事例】 審議会・検討会などの運営をはじめ、計画策定に係る人員や経費の負担が膨大となっている。 【支障の解決策】 課題や施策の共有を主眼として、環境関係の計画等の一本化を図ることで支障が解決すると考える。今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合にも、同様の取扱いとする必要がある。	策定や改定に要する人員や経費の圧縮を行うことができ、業務の効率化・負担軽減につながる。	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項、水質汚濁防止法第16条第1項、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項	消費者庁、環境省	高根県			宮城県、清瀬市、豊橋市、宮崎県	○当市では、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画、廃棄物総合計画など、関係法令ごとに計画を定めている。各計画の内容については重複している事項もあり、各計画の担当職員も異なっているため、策定及び実績の集計における調整など余分に時間を要している。関連する法令における計画の一本化は、業務の効率化や負担軽減につながるほか、市民・事業者にもより明確なものとして示すことができると考える。	以下の計画等については、地方公共団体の判断により、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定いただいて差し支えない。 ○食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律第12条及び第13条) ○温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項) ○地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項) ○測定計画(水質汚濁防止法第16条第1項) この旨が通知、事務連絡その他の手段により地方公共団体に周知されていない場合は、周知をしていきたい。なお、食品ロス削減推進計画については「食品ロスの削減に関する基本的な方針について」(令和2年3月31日消費者庁長官通知)(※)により、既に周知を行ったところ。 ※「計画の策定については、新たな計画策定のみならず、廃棄物処理計画等の既存の計画等の中に位置づけることも含め、各地方公共団体に柔軟に御対応いただき、食品ロスの削減に向けた取組を推進して頂きたいと考えております。」	「地方公共団体の判断により、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定できる」旨の周知が未実施となっている計画等について、通知等により周知を行っていただきたい。 今後、新たに環境関連法令に基づく計画等の策定が求められることとなった場合についても、併せてその旨周知を行っていただきたい。
50	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	産業廃棄物を使用した試験研究について、産利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良などとする規定を一般廃棄物においても同様の取扱いとすること	令和3年度に当市は、東京都が実施する紙おむつの資源化について協力を行った。この事業は、民間企業が主体となり、家庭から収集した紙おむつの資源化を図るものである。ここで、一般廃棄物の試験研究を企業などが実施する場合、産業廃棄物とは異なり業の許可を必要とする市町村もある。今回のケースでは陸送と鉄道により運搬を行ったため、当市及び積替えのための中継地や資源化施設の所在市町村の収集運搬等において許可の必要性を確認したところ、一部の自治体において許可が必要となる旨の回答があった。この場合、該当する市町村の許可を全て有する運搬業者がいなかったことから当該企業より相談を受け、当市の委託事業として実施した。しかし、この手法では事務的に煩雑で、時間的なロスもあり効率面で課題が残る。 一般廃棄物の処理に関連した事業を企業体等が実施する場合には、こうした廃掃法の規定が新技術開発のための障壁となっている。	一般廃棄物でも産業廃棄物と同様の措置が各市町村で統一的になされれば、今後、市町村における事務手続の簡素化や、可燃ごみの一定割合を占める紙おむつをはじめ、生ごみ等の資源化の技術革新のために民間事業者のノウハウを活用した試験研究の促進が図られる。	<関連通知> 平成18年3月31日環境産案第060331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長<関連法> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条	環境省	八王子市			高崎市、さいたま市、川崎市、藤沢市、静岡県、稲沢市、田原市、和歌山市、熊本市	産業廃棄物を用いた営利目的ではない試験研究を行う場合は、産業廃棄物の収集運搬・処分の業の許可等を不要とされており、再周知されている。 〔「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成18年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)の第二「産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」〕 同通知について、各市町村がその趣旨を踏まえて、営利目的ではない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において準用することをもとより妨げるものではない旨、これまで全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議にて周知しているため、一般廃棄物の試験研究の実情に応じて、同通知を準用されたい。他方、その場合であっても、同通知に記載のとおり、試験研究に必要な期間を超えるもの、必要な量を超える廃棄物の処理を行っているもの、不適正な処理が行われているもの等、計画に従っていない不適正な状態が判明した場合には、告発等の速やかな対応を行うことが適切であるほか、試験研究と称して一般廃棄物を処理している場合は、当然無許可営業等に該当するものであるので注意願いたい。	産業廃棄物を用いた営利目的ではない試験研究を行う場合は、産業廃棄物の収集運搬・処分の業の許可等を不要とされていることについて、各市町村がその趣旨を踏まえて、営利目的ではない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において準用することをもとより妨げるものではない旨を「これまでも全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議にて周知している」とあるが、いつの会議で周知されているのか御教示願いたい。 なお、近年では食品廃棄物や使用済み紙おむつなどの資源化技術も進んでいることもあり、一般廃棄物においても民間事業者の試験研究の提案が増える見込みがあることから、第1次回答として記載していただいた内容を一般廃棄物の包括的責任を有する市町村に対し、改めて通知または周知していただくよう要望する。	

環境省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定できる計画等について十分な周知を行うこと。</p> <p>今後、真に必要な場合にやむを得ず新たな計画策定を求める場合においても、他の計画等と一体的な策定を可能とするともに、その旨周知を行うこと。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・特付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>環境関係の計画等について、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定が可能である旨の周知をいつまでに行うか具体的に示していただきたい。</p> <p>今後、環境関係法令の制定・改正により、地方公共団体において、新たに計画・方針の策定を行う必要が生じた場合の取扱いについても具体的に示していただきたい。</p>	<p>具体的な支障事例において挙げいただいた以下の計画等のほか、これ以外の既存の環境関連の法令に基づく計画等についても、地方公共団体の判断により、環境基本計画等の他の環境関連法令に基づく既存の計画等と一体的に策定することを、各地方公共団体において柔軟に対応頂けるように対応したい。</p> <p>一体的に策定可能な環境関係の計画等の取扱いについては、必要に応じて共管省庁等への確認等を踏まえて、年度内を目途に地方公共団体に一括して周知することとした。</p> <p>今後新たに計画・方針の策定を行う必要が生じた場合の取扱いについては、当該法令に基づく施行通知等の中で、明らかにしていることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律第12条及び第13条)</li> <li>・温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項)</li> <li>・地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項)</li> <li>・測定計画(水質汚濁防止法第16条第1項)</li> </ul> <p>なお、食品ロス削減推進計画については「食品ロスの削減に関する基本的な方針について」(令和2年3月31日消費者庁長官通知)により、既に周知を行ったところ。</p>	<p>5【消費者庁(3)】【文部科学省(10)】【環境省(6)】水質汚濁防止法(昭45法138)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平19法56)、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平26法85)及び食品ロスの削減の推進に関する法律(令元法19)</p> <p>測定計画(水質汚濁防止法16条1項)、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律11条1項)、地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律4条1項)及び食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律12条及び13条)については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p> <p>また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様一体のものとして策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	前段通知等	令和5年3月17日	「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について(通知)」(令和5年3月17日付け環境省大臣官房総合環境政策統括官通知)により、測定計画、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針、地域計画及び食品ロス削減推進計画については、地方公共団体の判断により、他の環境関係法令に基づく(既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に通知した。	
					後段通知等	令和5年3月17日	「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について(通知)」(令和5年3月17日付け環境省大臣官房総合環境政策統括官通知)により、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、一体のものとして策定することが可能である旨を地方公共団体に通知した。	
			<p>平成18年3月31日付通知に関しては、平成21年6月26日の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、「同通知については、各市町村がその趣旨を踏まえて、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において準用することをもとより妨げられるものではない。」と周知している。本内容について、次回同会議において改めて周知する。</p>	<p>5【環境省】(5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)(ii)「[規制改革・民間開放推進3か年計画](平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について」(平18環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長)における、営利目的でない試験研究用途の場合において産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を不要であるとする旨については、市区町村がその趣旨を踏まえて、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において同様の取扱いとすることを妨げるものではない旨を、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>	事務連絡	令和4年12月22日	「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る周知について(事務連絡)」(令和4年12月22日付け事務連絡)を发出した。	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
74	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	湖沼水質保全基本方針に定める湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項の見直し及び環境基準に係る通知の見直し	湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼である児島湖について、昭和61年から5年ごとに汚濁負荷量の推計や水質予測を行い、湖沼水質保全計画を策定している。これまで、7期35年にわたり汚濁負荷対策を実施してきた結果、将来においても汚濁負荷量が大幅に削減される見込みはなく、各種対策による水質改善効果に比べて、気象条件の違いによる水質変動が相対的に大きくなっており、5年ごとに将来の汚濁負荷量を推計して水質への影響を予測することの必要性は低下している。一方で、5年ごとに計画の進捗状況の評価や効果の検証を行うこと、計画の見直しのために汚濁負荷発生源の把握や水質保全効果のある水循環回復・生態系保全に係る対策の検討を行うことは、予算等の負担が大きい。	計画期間の設定を弾力化及び指定湖沼の実情に即した汚濁負荷量の推計や水質の予測等ができるようになることで、水質保全の目的は維持しつつ都道府県の事務負担が軽減されるとともに、都道府県の自主的な計画策定の推進が図られる。	湖沼水質保全基本方針第2の1②、③及び④、水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(昭和60年6月12日環水管126号)第1の2	環境省	岡山県		宮城県	—	湖沼の暫定目標については、措置済み。「湖沼のCOD並びに窒素及び磷の環境基準の暫定目標について」(平成4年環水管第20号)に基づき、湖沼水質保全計画に水質目標が定められた項目については、都道府県の御判断により、「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」に基づく暫定目標の見直しを行わないことが可能。 湖沼水質保全基本方針(平成18年1月環境省告示29号)については、「可能な限り」検討の対象とする「必要に応じて」等、柔軟に対応いただけるような記載ぶりとしており、現行の方針においても事務負担の軽減は可能。各地方公共団体においてそれぞれの実情に応じて対応願いたい。	「湖沼のCOD並びに窒素及び磷の環境基準の暫定目標について」(平成4年環水管第20号)は、平成17年の湖沼法改正前(5年ごとの計画策定が法で義務付けられていた時期)に発出されたものである。計画の水質目標と実質的に同一の機能を有する暫定目標については、計画の水質目標とは別に暫定目標の見直しの手続をとることを要しないというものであり、おおむね5年ごとの見直しそのものを不要としているものではないとも解釈されるため、今回の提案をしては、「可能な限り」検討の対象とする「必要に応じて」等、柔軟に対応いただけるような記載ぶりとしており、現行の方針においても事務負担の軽減は可能。各地方公共団体においてそれぞれの実情に応じて対応願いたい。 児島湖では、近年、計画に掲げた各種対策による水質改善が頭打ち状態になりつつあり、また、今後も大幅な汚濁負荷削減の見込みもないため、5年という期間ではこれらの各種対策の評価や効果の検証が難しくなっている。については、現行の基本方針の「5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い」の箇所について、都道府県の判断で評価及び効果の検証の時期を柔軟に設定できるよう、「適切な時期に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い」に改めるなど、当該箇所の見直しを検討していただきたい。
92	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	災害等廃棄物処理事業費補助金に係る廃棄物処理施設等の申請における災害査定を廃止すること、又は災害査定時の添付資料を必要最低限のものに限定すること、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計を定型化すること。	【支障事例】 令和2年提案募集の際、環境省から「①事業費を確定するため、災害等報告書の作成及び帳票等の確認が必要となること」が期待される。 災害報告書の作成及び査定の時期が、公費解体事業者の集中期と重複することが多いため、制度改正により、公費解体事務についてもより迅速な処理が可能となることと期待される。	県及び市町村が災害対応に注力することができ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理が可能となることと期待される。	災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱等 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領	環境省	福島県	青森県、富谷市、茨城県、高崎市、さいたま市、千葉市、清瀬市、川崎市、相模原市、藤沢市、静岡県、名古屋市長、豊橋市、小牧市、福沢市、田原市、広島市、山口県、徳島県、熊本県	○当市においても南海トラフ地震で甚大な被害を受けることが予想され、それに伴い災害廃棄物についてもかなりの量になると予想される。災害発生後、速やかな復興に注力するため、補助金申請に係る事務の負担を軽減することが望ましいと考える。 ○災害時対応は、廃棄物部局においては早急な対応が必要とされ、本提案のとおり事務軽減が図れば廃棄物処理事務へより多くの時間を費やすことができるため、必要性は高いと考える。 ○令和元年東日本台風の際に、補助金の査定対応については、当時、査定に要する資料として事業費算出のための補正資料の提出や、現地説明が求められた。災害廃棄物の処理対応が続く中で、追加資料の作成や査定対応の準備、当日の対応等に関係する部署全体で多くの労力が必要であった。	事業の進捗に影響を与えることとなるという不都合があることから、廃止が困難である点についての事情がある旨のご回答をいただいたが、災害報告書の作成と査定対応に伴う市町村の負担増加により、処理の実務(主に家屋解体)に手が回らず、事業の進捗に多大なる影響を与えており、廃掃法第2条の3に規定されている、非常災害時により生じた廃棄物処理の原則となる円滑かつ迅速な処理の趣旨に反するものと思料する。 また、様々な条件が被災地域ごとに異なることから、災害廃棄物発生量及び事業費の統一な推計の考え方が困難である旨のご回答をいただいたが、発生量については、市町村側も発生量を明確に示せる材料(特に廃棄物の種類や家屋解体の件数)は決して多くはないというとも理解いただいた上で、査定をいただければ幸甚である。中でも、家屋解体の件数については、査定の時期を市町村での実施件数確定後(発災から約半年後)とすることで、家屋解体の受付事務と査定対応が重複しただけではなく、査定における解体棟数の件数の根拠が、推計から実績に変わることに伴い説明がしやすくなるため、市町村の負担が軽減すると考える(実際、令和4年3月地震の査定時期について、複数の市町村からこの声が県に寄せられている。) 地方環境事務所が令和3年2月の当該マニュアルの改正内容の改めて周知徹底を行う旨のご回答については改めてお願いしたところであるが、いつ頃の周知を考慮しておられるのかお伺いしたい。一方で、査定時に財務局職員から資料を多量に求められる場合も想定されることから、そのような場合は、査定官から立会官へご説明いただくなどの対応を頂けるとなお幸甚である。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 湖沼水質保全計画について、地域の実情に応じ、より柔軟な策定が可能となるよう見直しを行うこと。		湖沼水質保全計画については、地域の実情等に応じ、柔軟な計画期間を設定することが可能である。実際、指定湖沼である金房ダムや八郎湖は、自治体の判断により5年を超える水質保全計画の策定期間を設定している。 また、湖沼水質保全基本方針(平成18年1月環境省告示第29号)第2の1の4において「5年を超える長期の期とする場合には、5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。」と定めており、計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行う時期については、「5年を目途」として各自治体の地域の実情に応じて適切な時期に設定されるべきものである。 以上の考え方について、御要望を踏まえ、今年度中に通知等により改めて明確化することとする。	5【環境省】 (8)湖沼水質保全特別措置法(昭59法61) 湖沼水質保全計画(4条1項)については、以下の措置を講ずる。 ・記載内容を地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能であることを、指定湖沼(3条1項)が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。 ・計画期間が5年を超える場合に行う計画の進捗状況の評価及び効果の検証の実施時期については、地域の実情に応じて5年を超えて設定することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。 ・水質汚濁に係る環境基準の暫定目標(「湖沼のCOD並びに窒素及びリンの環境基準の暫定目標について」(平4環境省水質保全局水質管理課長))の見直しについては、地域の実情に応じて判断することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。	1ポツ目 通知等	令和5年3月7日	「湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画の計画期間等の取扱いについて(通知)」により、記載内容を地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能であることを指定湖沼が所在する都道府県・政令市に通知した。	
					2ポツ目 通知等	令和5年3月7日	「湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画の計画期間等の取扱いについて(通知)」により、計画期間が5年を超える場合に行う計画の進捗状況の評価及び効果の検証の実施時期については、地域の実情に応じて5年を超えて設定することが可能であることを指定湖沼が所在する都道府県・政令市に通知した。	
					3ポツ目 通知等	令和5年3月7日	「湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画の計画期間等の取扱いについて(通知)」により、水質汚濁に係る環境基準の暫定目標(「湖沼のCOD並びに窒素及びリンの環境基準の暫定目標について」(平4環境省水質保全局水質管理課長))の見直しについては、地域の実情に応じて判断することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県・政令市に通知した。	
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		災害関係業務事務処理マニュアルの改定内容(令和3年2月改定)の地方環境事務所への再周知については、本年中に実施する。また、地方公共団体等に対する再周知も同時期に実施する。 実地調査については、原則として発災した年の12月末までに終了する必要がある。また、速やかな予算措置を行うためには早期に行うことが望ましいと考えているが、御提案も踏まえ、地方公共団体等の状況を確認するなど、適切に対応する。	5【環境省】 (17)災害等廃棄物処理事業費補助金 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付書類については、地方公共団体の事務負担を軽減し災害対応に注力できるようにする観点から「災害関係業務事務処理マニュアル」(平26環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)が改正され、必要最小限となっていることを、地方環境事務所及び地方公共団体に改めて周知する。 [措置済み(令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡、令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡)]				

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係 府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
138	B	地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	瀬戸内海環境保全府県計画の策定における負担軽減のため、他の重複する計画での代替を可とすることを求める。	当該計画で定めている施策のうち、水質の保全・管理、海ごみ対策について、他の法令で義務付けられた計画(環境基本計画)に記載している施策と重複しており、別途新たな計画を策定する意義が乏しい。	地方自治体の計画策定に係る負担の軽減。	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条	環境省	広島県、愛媛県、全国知事会					瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく府県計画及び指定物質削減指導方針については、これらの全部又は一部と、他の類似の環境関連の計画とを一体的に策定することができるよう、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。	お示しのとおり、今年度中に通知等で考え方を明確化していただきたい。
139	B	地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	瀬戸内海指定物質削減指導方針の策定に係る他の計画との一体的策定	水質汚濁防止法に基づき総量削減計画を別途定めており、削減の目標や目標年度、削減の方途など内容が重複する方針となっており、関係都府県において別途新たな方針を策定する意義が乏しい。	地方自治体の業務効率化。	瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の4第3項	環境省	広島県、愛媛県、全国知事会					瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく府県計画及び指定物質削減指導方針については、これらの全部又は一部と、他の類似の環境関連の計画とを一体的に策定することができるよう、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。	お示しのとおり、今年度中に通知等で考え方を明確化していただきたい。
161	B	地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	自動車NOx・PM法の規定による特定事業者の要件緩和	【現状】 自動車NOx・PM法では、一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する対象自動車30台以上使用する事業者を「特定事業者」と位置づけ、「自動車使用管理計画書」(法第33条)及び「自動車使用管理実績報告書」(法第34条)の作成・知事への提出を義務付けている(令和3年3月末現在166事業者)。 令和2年度から令和4年度にかけて国が自動車NOx・PM法の見直しを検討した結果、中央環境審議会の答申では、総量削減基本方針の目標はほぼ達成されていると評価されている。また、特定事業者の自動車使用管理計画についても、環境性能の高い車両への代替等の取組の結果、排出量が削減され、「関係者の事務負担軽減の観点から計画項目や対象車種の見直し等、計画策定事務の合理化を検討することが望ましい」とされている。 【支障】 計画(報告)作成に必要な各種データの把握・管理等に係る事業者の事務負担が大きいため、事業者からの苦情・問い合わせ対応や計画未策定の事業者に対する助言、提出された計画(報告)の統計処理等に係る県の負担も大きい。	計画(報告)作成に伴う事業者の負担軽減及びそれらの統計処理等を行う地方公共団体の事務負担軽減が図られる。 対象を大規模事業者(200台以上)とした場合の台数捕捉率は現行の1.18%から0.60%に低下するが、対象事業者数の減(166社から19社に減少)に比べると影響は軽微である。	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第33条、第34条、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第8条第2項	環境省	兵庫県			○当市に権限は委譲されていないが、関係者の事務負担軽減については、自動車NOx・PM法の趣旨を鑑み、台数を緩和するのではなく、乗用車に比べて環境への負荷が大きいトラック・バス重量車を適切に管理できるような、乗用車を報告対象外へ見直す等の方向性が望ましいと考える。	令和4年4月に中央環境審議会が取りまとめた「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(答申)」においては、環境基準値を超過する可能性が十分に低い濃度レベルには至らなかった測定点の一部であったことから、引き続き現行の自動車NOx・PM法に基づく各種施策を継続することが必要であるとしているが、自動車使用管理計画については、「制度の効果を担保しつつ、関係者の事務負担軽減の観点から計画項目や対象車種の見直し等、計画策定事務の合理化を検討することが望ましい。」としており、これを踏まえ、自動車使用管理計画の制度を維持しつつ、地方公共団体及び事業者の事務負担の軽減を図ることとする。具体的には、特に事務負担の大きい排出量算定に係る計画・報告の項目を削除する関係者令等の改正、大気汚染物質を排出しない車両(EV等)を計画・報告の対象から外れるように運用を改善するための通知の発出を、年内目途に行うこととする。 なお、特定事業者制度の合理化にあたっては、同答申において、施策の効果を担保することが条件となっていることなどから、「特定事業者」における台数要件を一律に緩和することは施策の効果を低減させることになるため、適当ではないと考えている。	令和4年4月に中央環境審議会が取りまとめた答申では、「制度の効果を担保しつつ、関係者の事務負担軽減の観点から計画項目や対象車種の見直し等、計画策定事務の合理化を検討することが望ましい。」とされているところであるが、「特定事業者」における台数要件の緩和により「制度の効果が低減する根拠が不明である。答申後の見直し案では、自動車使用管理計画制度の最も基本的な項目である「窒素酸化物・粒子状物質の排出量の抑制のための所要の措置を講ずる」上で、特定事業者による排出量の把握や目標設定が不要となった場合でも「制度の効果が担保されるのであれば、特定事業者の要件緩和による影響についても軽微であると考えられるとともに、事務負担軽減の効果も高いことから、再考いただきたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに追加、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく府県計画及び指定物質削減指導方針については、これらの全部又は一部と、他の類似の環境関連の計画とを一体的に策定することができるよう、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。	5【環境省】 (7)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知すること。	通知等	令和5年3月17日及び3月20日	「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について(通知)」(令和5年3月17日環境省大臣官房総合環境政策統括官通知)及び「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の一体策定について(通知)」(令和5年3月20日環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長通知)により、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に通知した。	
	【全国知事会】 環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに追加、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく府県計画及び指定物質削減指導方針については、これらの全部又は一部と、他の類似の環境関連の計画とを一体的に策定することができるよう、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。	5【環境省】 (7)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知すること。	通知等	令和5年3月17日	「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について(通知)」(令和5年3月17日環境省大臣官房総合環境政策統括官通知)により、指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に通知した。	
	【全国知事会】 自動車NOx・PM法の規定による特定事業者の要件緩和については、都道府県の裁量が増えるような検討を求める。		<特定事業者の台数要件について> 自動車使用管理計画は、排出量が相対的に大きくなる大規模な事業者を対象に、低公害車の導入やエンジンプ等の取組を促進させることで、各事業者から排出される窒素酸化物量及び粒子状物質排出量を低減させることを目的として策定するものである。事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制は、法第4条に定める責務規定にあるとおり原則としてすべての事業者が取り組むべきものである。ただ当該計画の策定については、当時条例又は要綱に基づき関係都府県で行われていた自主管理計画制度の対象規模よりも小規模事業者まで対象にすると、事業者及び行政の双方の負担に比して削減効果が少なくなり、効率が悪くなることから、30台を要件とし、制度の対象外とした。台数要件を200台に緩和し、非常に大規模な事業者を対象を限定することは、計画の策定義務を負う事業者数が大幅に減少することとなり、低公害車の代替等の取組が現状より停滞することが懸念され、自動車使用管理計画制度の目的の達成を危うくするものと考えられる。そのため、台数要件を緩和することは答申の趣旨からも逸脱すると考えている。 なお、答申を踏まえ、地方公共団体及び事業者の事務負担の軽減を図るために、特に事務負担の大きい排出量算定に係る計画・報告の項目を削除する関係省令等の改正、大気汚染物質を排出しない車両(EV等)を計画・報告の対象から外れるように運用を改善するための通知の発出を、年内目途に行うこととしている。 <都道府県の裁量について> 台数要件については、複数の対策地域を跨いで事業所を持つ事業者がいることを踏まえ、地域によって対応が変更し得ることは事業者の混乱を来すことにもなり、適切ではない。	5【環境省】 (9)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70) 自動車使用管理計画(33条)については、都道府県及び事業者の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・省令を改正し、特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量の確認等の一部の項目について削減する。 [措置済み(自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める命令の一部を改正する命令(令和4年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)] ・大気汚染物質を排出しない車両が、自動車使用管理計画の作成要件にあたる省令で定める台数に含まれないことを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和4年11月28日付環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知)]	1ポツ目			
					2ポツ目			

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
189	B	地方に対する規制緩和	11.その他	「登記情報提供サービス」申請等において、不動産登記法に基づく地図(公園を含む。)及び図面(以下「公園等」という。)の添付が必要となる手続がある。土地の所有者等であることを証する書類とすることを認めるとともに、通知等で明確化すること	【現行制度】事業者等が地方公共団体に対して申請等を行う際に、不動産登記法に基づく地図(公園を含む。)及び図面(以下「公園等」という。)の添付が必要となる手続がある。土地の所有者等であることを証する書類とすることを認めるとともに、通知等で明確化すること	法務局の窓口や郵送で添付書類の請求手続を行う必要がなくなり、申請者等の利便性の向上に繋がります。加えて、行政のデジタル化が推進される。	土壌汚染対策法第4条、第14条、土壌汚染対策法施行規則第23条第2項、第56条第4号、土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付環水大土発第1903015号)では、土地の所有者等であることを証する書類として「登記事項証明書及び公園の写しを求めている。【支障事例について】申請者等は、法務局の窓口や郵送で公園等を取引しなければならず、負担が生じている。また、行政のデジタル化を妨げる要因もなっている。「登記情報提供サービス」において、登記所地方公共団体は、「登記情報提供サービス」において、登記所が保有する公園等の情報と同一の情報を取引することができるため、当該情報が土地の所有者等であることを証する書類として認められれば、申請者等が法務局の窓口や郵送で公園等を取引する必要がなくなる。しかし、例えば平成31年3月1日付環水大土発第1903015号では、「土地の所有者等であることを証する書類」について「登記事項証明書及び公園の写し」と明記されているものの、「登記情報提供サービス」を利用して取得した公園等については触れられていない。「登記情報提供サービス」を利用して取得した公園等が土地の所有者等であることを証する書類として認められていない場合は、申請者等は、結局、法務局の窓口や郵送で公園等の添付書類の請求手続を行わなければならない、利便性の向上に繋がらない。					青森県、盛岡市、郡山市、川崎市、山梨県、豊橋市、徳島県、福岡県、熊本	○申請者等が法務局の窓口や郵送で添付書類の請求手続を行う必要がなくなるため、利便性の向上に繋がることが期待できる。	現状、土壌汚染対策法における申請等の手続において、土地の所有者等であることを証するために公園等の情報を提出する場合、手続の受け手である地方公共団体が当該情報を正確に把握できることは、必ずしも紙媒体で行政機関から発行された書類を添付することは要しない。登記所が保有する登記情報をWEBで確認できる「登記情報提供サービス」についても、照会番号が記載されたPDF等は申請等の手続に利用可能であり、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。	地方公共団体及び事業者の負担軽減に資するため、ご回答に示されたとおり対応いただきたい。
253	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	一般廃棄物処理計画に定める記載項目の見直し及び策定手続の簡素化	一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されている。また、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)とから構成されている。市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、本指針等を参考にしつつ、廃棄物処理法第5条の2に規定する廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法第6条第1項に基づき一般廃棄物処理計画を策定することとなり、本市においては環境保全審議会に諮問する形式で審議に時間を要し、策定までに2年を費やしている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第9条第1項	環境省	神戸市			花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、清瀬市、相模原市、静岡県、浜松市、沼津市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市	○本市においても、当該計画策定にかかる事務負担が大きいだけでなく、策定までに長期間を要していることから、計画中の記載項目を厳選することによる事務負担の軽減が望まれる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項においては「廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。」と規定しており、また、一般廃棄物処理基本計画策定指針においても「廃棄物減量等推進審議会等」と併示しているところであり、「等」で示されるように必ずしも審議会を組織した上で諮問しなければならないという趣旨ではない。意見聴取が必要と考えられる場合、意見聴取の対象としては、市町村における廃棄物の減量化対策等が実効性のあるものとなるよう、市民や排出事業者等の「必ずしも廃棄物行政に精通していない関係者」も含まれるため、御提案のように一律に「廃棄物行政に精通した有識者」と限定せず、各市町村において適切に御判断いただくべきものである。また、一般廃棄物処理基本計画策定指針は、市町村が、同法第6条第1項に定める記載項目を踏まえ、同法第6条第1項に基づき一般廃棄物処理計画を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、一般廃棄物処理に関する基本的な事項について示したものである。御提案のように当該指針の記載項目を削減することは、市町村の参考となる情報が不足し、かえって市町村の負担が増加しかねないと考えられるため適当ではない。当該指針も参考としながら、各市町村において適切に御判断いただいで差し支えない。	第1次回答を踏まえて、今後対応していきたい。なお、同様の支障を抱えている団体が他にもあることも考えられるので、別途通知による明確化を求める。
254	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	分別収集計画における記載事項の簡素化による計画の廃止	「リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立てる事業継続または新規参入の判断をするうえで、真に必要な事項に限定した記載事項とすることで事業者および職員の負担を軽減することができ、事業実施に注力することができる。	リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立てる事業継続または新規参入の判断をするうえで、真に必要な事項に限定した記載事項とすることで事業者および職員の負担を軽減することができ、事業実施に注力することができる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第8条	環境省	神戸市			花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉市、清瀬市、瑞穂市、静岡県、小牧市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、熊本市、鹿児島市	○本市においても、当該計画策定にかかる事務負担が大きいだけでなく、策定までに長期間を要していることから、計画中の記載項目を厳選することによる事務負担の軽減が望まれる。○自治体は、分別収集計画の上位に当たる一般廃棄物処理基本計画を策定しており、この中で、分別収集計画の対象としている容器包装廃棄物も含め、(1)ごみの発生量及び処理量の見込み(2)ごみの排出の抑制のための方策に関する事項(3)分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分(4)ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項(5)ごみの処理施設の整備に関する事項(6)その他ごみの処理に関し必要な事項を定め、当該計画は10年間の長期計画であるが、適宜見直しをすることとなり、また、見直し場合は公表することとなるため、リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をすることは可能であると考える。このことから、分別収集計画は廃止しても差し支えないと考える。○真に必要な情報だけとすることで、事務負担の軽減及び策定期間の短縮が可能となり事業者にとっても時間をかけてより具体的、積極的に検討できるようにすることから、必要性はあると考える。	市町村分別収集計画の計画事項には、御指摘の第1号(各年度の分別収集廃棄物の排出量の見込み)や第4号(各年度において見込まれる分別基準適合物の特定分別基準適合物の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み)のように数値を定めるもの、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集を促進するための方策に係る見込みは密接に連動するものであり、一体的に検討した上で計画に位置づけていただく必要がある。市町村分別収集計画は、「リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするため」のみならず、再商品化を義務付けられた特定事業者が再商品化しなければならぬ容器包装廃棄物の量を明らかにすることで最も根拠となる数値を定めるものであり、数値のみならずその根拠となる方策も含めて計画を策定・実施することが、特定事業者からの信頼性向上及びリサイクル事業者の安定的な運営につながるものとなる。第1号と第4号のみ「報告形式により代替措置対応」との御提案については、3年ごと市町村分別収集計画の見直しを行い、見直しの結果、計画事項すべての変更をするのではなく、第1号及び第4号についてのみ変更を行っていただければ差し支えない。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律においては市町村分別収集計画の策定及び変更における特段の手続を定めていないことから、お見込みにより御提案の「報告」と同様の手続により上記の計画変更手続を行っていただいても差し支えなく、市町村内における計画変更手続の簡素化を御検討いただきたい。また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第1項に規定する市町村分別収集計画の策定に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき一般廃棄物処理計画等、他の廃棄物処理に関する計画と一体のものとして位置づけることも差し支えない。	数値のみならず、その根拠となる方策も含めて計画を策定する理由を2つ挙げられているが、1つ目の特定事業者からの信頼性向上につながるという理由については、根拠となる方策を記載すれば数値の精度があがるという客観的な証拠はないと考える。2つ目のリサイクル事業者の安定的な運営についても根拠となる方策を記載しなければリサイクル事業者の運営が不安定になるという客観的な証拠はないと考える。(リサイクル事業者の一部からは容器包装リサイクル協会を通じたリサイクルには安定的な事業運営に支障があるとの意見を聞いているが、その理由は同協会の入札の仕組みにあると聞いている。)よって、地方に対する規制緩和を実施していただきたい。なお、一般廃棄物処理計画では、分別収集計画に記載する方策(数値以外の部分)についても記載しており、内容が重複している。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		提案内容を踏まえ、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)」において、公図に関して紙媒体で発行された書類に限らず、登記情報提供サービスを利用して取得した照会番号付きの電子ファイル等の利用も想定される旨の考え方を明記し、令和4年8月31日にHP上で公開済みである。 ( <a href="https://www.env.go.jp/water/dajo/gj-man.html">https://www.env.go.jp/water/dajo/gj-man.html</a> )	5【環境省】 (15)土壌汚染対策法(平14法53) (ii)一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)及び変更措置区域又は形質変更時要届出区域の指定の申請(14条1項)に關し、当該土地の所有者等であることを証する書類として運用上添付する公図の等しいについては、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(平22環境省水・大気環境局土壌環境課)を改訂し、登記所が保有する登記情報をオンラインにより確認できる「登記情報提供サービス」を利用して取得した、照会番号付きの電子媒体による当該情報の使用も可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年8月31日付け環境省水・大気環境局土壌環境課土壌環境室長事務連絡)]				
	【全国知事会】 一般廃棄物処理計画の策定に係る手続き及び記載事項については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 地方公共団体向けにお示しいただいている「ごみ処理基本計画策定指針II」においては、法定されている事項以外の事項についても記載されているところであり、審議会を設置して諮問することが一律に求められていないことを含め、計画への記載事項や策定手続に関して、地域の実情に合わせて判断できる旨を当該指針において明確化することはできないか。	本内容について、次回の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等において周知する。	5【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (1)一般廃棄物処理基本計画(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平20環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長))については、市町村の実情を踏まえ、計画の内容や策定に係る廃棄物減量等推進審議会等への意見聴取等の手続について柔軟に対応することが可能であることを明確化し、地方公共団体に対して令和4年度中に周知する。	事務連絡	令和4年12月	『「令和4年の地方からの提案等」に関する対応方針」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る周知について(事務連絡)』(令和4年12月22日付け事務連絡)を发出済み	
【鹿児島市】 「市町村分別収集計画の策定に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画等、他の廃棄物処理に関する計画と一体のものとして位置づけることも差し支えない。」については、市町村の一般廃棄物処理基本計画に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第8条第1項に規定する市町村分別収集計画を兼ねるものとする」という旨の記載をすれば良いか。また、その場合、一般廃棄物処理計画と分別収集計画の計画期間にずれが生じている場合の取扱についても明確にしていきたい。(鹿児島市の場合、一般廃棄物処理計画の計画期間は令和4年から10年間、分別収集計画の計画期間は令和5年から5年間)	【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法によらず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法に寄ることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねられるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 第6条に、分別収集や容器包装廃棄物の排出抑制等に関する市区町村の責務規定が置かれており、排出量等の数値や排出抑制や分別収集促進の方策について、計画策定という手法をとらずとも、市区町村において適切な数値の算定が行われるのであるから、市町村分別収集計画を廃止することは可能ではないか。	(計画策定と数値算定の精度の関係について) 容器包装廃棄物の排出量の見込みや特定分別基準適合物の量の見込み等は、それ単独で決まるのではなく、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集を促進するための方策を前提として算定されるべきものであり、これらの方策も含めて市町村分別収集計画に記載することとなっている。 例えば、排出抑制策を講じることによって見込み量が減少する、分別収集をすものとした容器包装廃棄物の種類を追加することで見込み量が増加するなど、根拠となる方策と見込み量が密接に連動することは明らかであると考ええる。 (一般廃棄物処理計画と分別収集計画の重複について) 一般廃棄物処理計画と分別収集計画の策定に当たっては、一般廃棄物処理計画等、他の廃棄物処理に関する計画と一体のものとして位置づけることも差し支えなく、この場合の留意事項等を含めて国として改めて市町村に周知することを検討する。	通知	令和5年3月20日	市町村分別収集計画は、一般廃棄物処理計画などの廃棄物処理に関する計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、市区町村に通知した。  「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく市町村分別収集計画の策定の留意事項について(通知)(令和5年3月20日付け環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長事務連絡)		